

平成29年 第1回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

# 平成 29 年 第 1 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 29 年 1 月 30 日 (月) 午後 1 時 35 分 閉 会 平成 29 年 1 月 30 日 (月) 午後 3 時 04 分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	欠席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	欠席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	1 番 小笠原 敏 雄 委員			12 番 水 戸 政 春 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について					
第 3	追加 報告第 2 号 農地あっせんについて					
第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について					
第 5	議案第 2 号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 6	追加 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について					
第 7	議案第 3 号 二級河川及び普通河川の水利使用の更新申請に伴う受益地証明願について					

(午後 1 時 3 5 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 2 9 年第 1 回共和町農業委員会総会を開催致します。

7 番 岡田委員、1 4 番 北井委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、1 番 小笠原委員、1 2 番 水戸委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 5 件です。

(報告第 1 号を朗読)

1 番については、新たな借主との貸借へ移行しております。2 番については、貸主とお子さんとの農地法第 3 条による使用貸借へ移行しております。3 番については、借主の経営移譲に伴い、借主のお子さんとの貸借へ移行しております。

4 番と 5 番については、農地中間管理事業により、平成 2 6 年度に貸主から北海道農業公社を通して借主へ貸し付けられていたもので、共和町で初の事業活用事例です。

契約から間もなく貸主が体調を崩され、当時から将来の不安のため解約したい旨の相談を受けておりましたが、出し手への協力金が全額返還となることもあり、貸主を説得のうえ 2 年間続いておりました。

しかし、本人の意思が固いことから、全地をあっせん売買により処分することを条件に公社の了承を得て、合意解約となりました。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

○議席 1 6 番

4 番と 5 番について、解約し協力金が返還となったことによって、北海道農業公社との関係でマイナスになることはあるのか。

○事務局

協力金は中間管理事業を活用した場合に、北海道を通して国へ申請するものでして、北海道農業公社は関与しておらず、今後公社との関係でマイナスになる面はございません。

○議席 1 6 番

平成 2 6 年度予算で支払われた協力金が、国へ返還されるというこ

とでよろしいのか。

○事務局

そうです。

流れとしては、町議会で補正を行い返還する協力金を町で受け、町から北海道へ返還し、北海道でも同様に道議会で補正を行い、道で協力金を受け、国へ返還するといった形になります。

○議席 16 番

実績については共和町だけではなく、中間管理事業全体の実績が減ることによろしいのか。

○事務局

そうです。

○議席 16 番

貸借は5年間続けていれば、協力金は返還しなくても済んだのか。

○事務局

あくまでも10年間の貸借が必要です。

○議席 16 番

わかりました。

○議長

他に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

#### ◎日程第3 追加報告第2号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第3 追加報告第2号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせん報告は、1件です。

(追加報告第2号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の申請は、使用貸借が6件と贈与が1件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

7番の贈与に係る贈与税については、相続時精算課税を選択予定となっております。

申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と判断します。

○議長

議案第1号の1番は、私に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により、議長を会長職務代理者であります菱沼委員に譲り退席致します。

(今村会長 退席)

- (菱沼職務代理 議長席へ着席)
- 議長 それでは、議案第1号の1番についてのみ、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。  
今村会長は着席願います。  
(今村会長 入室)
- 議長 今村会長の案件については、申請のとおり許可を与えることに決定致しました。  
(今村会長 議長席へ着席)
- (菱沼職務代理 議長席から自席へ着席)
- 議長 次に、議案第1号の6番は、高橋委員に関する件でございます。  
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。  
(高橋委員 退席)
- 議長 それでは、議案第1号の6番についてのみ、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。  
高橋委員は着席願います。  
(高橋委員 入室)
- 議長 高橋委員の案件については、申請のとおり許可を与えることに決定致しました。  
(高橋委員 着席)
- 議長 それでは、1番と6番を除く全件について、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。  
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は、貸借が35件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断します。

○議長 利用権設定各筆明細の10番は、川上委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(川上委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の10番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

川上委員は着席願います。

(川上委員 入室)

○議長 川上委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(川上委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の18番、19番は高橋委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(高橋委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の18番、19番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

高橋委員は着席願います。

(高橋委員 入室)

○議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(高橋委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の22番は小野委員の同居の親族、23番は小野委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

- (小野委員 退席)
- 議長                    それでは、利用権設定各筆明細の 2 2 番、2 3 番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長                    質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長                    異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 小野委員は着席願います。
- (小野委員 入室)
- 議長                    小野委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (小野委員 着席)
- 議長                    それでは、利用権設定各筆明細の 1 0 番、1 8 番、1 9 番、2 2 番、2 3 番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長                    質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長                    異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第 6 追加議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長                    次に、日程第 6 追加議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局                農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。
- 今回は、売買が 1 件と貸借が 6 件です。
- (追加議案第 4 号、議案書を朗読)
- 計画の内容は全件、基盤強化法第 1 8 条第 3 項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると判断致します。
- 議長                    利用権設定各筆明細の 1 番から 5 番は、私の親族に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び共和町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、議長を会長職務代理者であります菱沼委員に譲り退席致します。
- (今村会長 退席)
- (菱沼職務代理 議長席へ着席)
- 議長                    それでは、利用権設定各筆明細の 1 番から 5 番についてのみ、ご質疑

を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

今村会長は着席願います。

(今村会長 入室)

○議長

今村会長の案件については、原案のとおり可決致しました。

(今村会長 議長席へ着席)

(菱沼職務代理 議長席から自席へ着席)

○議長

それでは、利用権設定各筆明細の1番から5番を除く全件について、  
ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第7 議案第3号 二級河川及び普通河川の水利使用の更新申請に伴う受益地証明願について

○議長

次に、日程第7 議案第3号 二級河川及び普通河川の水利使用の  
更新申請に伴う受益地証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

(議案第3号、議案書を朗読)

二級河川の水利使用については、河川法第23条等において、河川管  
理者である北海道知事の許可を受けなければならない旨が定められてお  
ります。

また、普通河川の水利使用については、町の普通河川管理条例第8条  
において、河川管理者である共和町長の許可を受けなければならない旨  
が定められておまして、申請地が水田であるという農業委員会の証明  
をもって許可申請をするため、このたび土地改良区から証明願いがあつ  
たもので、今回は10年に一度の更新申請になります。

15ページが二級河川、16ページから20ページまでが普通河川の  
内訳になっており、それぞれ河川名・取水口毎に、地番順で申請地が記  
載されております。現況地目は全て水田となり、受益地積は畦畔を含ん  
だ面積になっております。

この後若干時間をとりまして、担当地区の委員に内容をご確認いただ  
きたいと思っております。

○議長

議案の説明が終わりましたので、審査に入ります。

(審査開始 2 : 34)

(審査終了 3 : 02)



○議長 審査内容についてご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成29年第1回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 0 4 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 1 月 3 0 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 1 番           小笠原 敏 雄           印

議事録署名委員 1 2 番           水 戸 政 春           印